

広報とよさと 別冊

# 平成28年度行政懇談会

今年も昨年度に引き続いて各字の区長、役員の皆さんに一堂にお集まりいただく形で行政懇談会を、平成28年11月26日に開催しました。その中でいただきましたご意見や要望事項、町からの回答をご紹介します。

豊かな郷の情報掲示板

ひとよさと  
広報

発行：豊郷町 企画振興課 ☎35-8112

### ① 布団類の回収について(住民生活課)

Q 布団類は粗大ゴミに含まれないので別枠で回収できないか。有料でも可。

A 現在布団類の回収につきましては、各ご家庭に配布させていただいております。ゴミカレンダーに掲載されており、ように、東近江市の一部と愛知犬上郡の家から出てきた布団やカーペット類を搬入日や枚数を決めて、東近江市にございますリバースセンターで処理をしております。搬入方法につきましては、町が発行する「搬入許可書」を持ってリバースセンターへ直接搬入すること、料金につきましては、10kgにつき300円となっております。なお、この方法は1市4町で定めた搬入方法でございますので、本町だけ搬入方法を変えたいという事は困難な状況であります。このことをご理解いただき現在の回収方法で引き続きお願いいたします。



### ② 資源回収(段ボール)回収日の拡充について(住民生活課)

Q 段ボールの回収を月1回してほしいと思います。現在の2カ月ごとに1回では、たまたまその日に朝早く出かける用事があると、4カ月ためておくことになりません。可能であれば、月1回燃えるゴミを出す場所でも、収集してほしい。

A ご承知のとおり段ボールにつきまして

は、2カ月に1回資源ごみとして各公民館等に出していただき回収をしております。この5年間の段ボール排出量につきましては、年間10・8tで、10年間の推移を見ましてもほぼ横ばい状態です。今年度上半期の搬出量は5・74tであり、年度末についても例年並みの排出になるものと予想しておりますことから、現在の収集方法でのご理解をお願いいたします。なお、平成29年4月1日から燃えるゴミ指定袋の導入を考えております。犬上3町、同一歩調で分別の徹底を行っていきたくと考えています。詳細については広報等でお知らせさせていただきたいと思っております。

### ③ ゴミ収集施設整備事業について(住民生活課)

Q 豊郷町ゴミ収集施設整備事業補助金交付要綱では、鉄骨造屋根付四方エキスパンド張の施設を新設および更新する場合に補助金が交付されるとなっています。施設の維持に関する事業、鳥害施設の取付等に対する事業も補助対象となるようご検討願います。

Q ゴミステーションが老朽化し床の鉄板が抜け落ちかけているので、修繕について補助を検討していただけないか。

A 春の区長会や衛生班長会でもゴミ収集施設の施設や更新だけでなく、修繕についても補助対象にとの要望がございましたので、来年度に向け補助金要綱を見直しているところです。

### ④ 害虫(スズメバチ)の駆除について(住民生活課)

Q 害虫(スズメバチ)の巣が通学路等に発見された場合の駆除は該当区が行うの事ですが、個人所有の場所以外公共の場所の時は町が対処してもらいたい。駆除費用が区負担となる。

A 今年度春からスズメバチが個人の家、空き屋、公園等に巣を作ったという報告がいくつかという相談が何件か寄せられました。これらのことを受け本町でも来年度駆除実施に向け現在準備を進めているところです。



### ⑤ 道路環境の整備について(地域整備課)

Q 県道が狭いにも関わらず大型車両が多く走行するため、道路沿い民家のブロックが傷ついたりする。注意喚起して欲しい。

A 昨年度には滋賀県において減速マーク等の対策をして頂きました。他の対策についても積極的に要望を行ってるところです。また、滋賀県では今年度多賀町で車道幅を狭くする実証実験がされる予定であり、効果があれば当地区においても対象となる可能性があるのではと考えています。

Q 県道の草刈がなされていないことに対して要望をして欲しい。

A 今までも何度か要望しておりますが、県の管理道路については中々調整するこ

とが難しいとのことでした。来年度以降においても時期を合わせて調整していただくよう強く要望していきます。

Q 宇曾川河川道路のり面の除草について現在区の方で管理出来ない状態でありますので町または県にて継続して除草していただきたい。また河川側だけでなく反対側のり面もお願いしたい。

A 河川の除草作業については、現在は県の河川愛護の補助を受けて実施していただいておりますが、地域によっては高齢化が進み作業が出来ないところが出てきています。この問題は町村会6町で、県において除草作業を行っていただくよう毎年要望しており、今後も各町まとまって行動を起こしてまいります。

Q 道路の陥没および凸凹の箇所があるが町として町内の道路整備について計画などはあるか。

A 町道においては、5年計画で舗装修繕計画(現在計画25年・29年)に基づき修繕工事を行っています。また、部分的な陥没箇所等については、その都度、通報頂き次第対応をしております。その他町道以外については、地元負担金が発生するため各字より毎年度要望を頂いたうえで、施工させていただいております。5年の間に調査を行い、出ていない箇所には5年の計画に基づきまして修繕を行っていくものです。

Q 新幹線河川沿いの路側面(ガードレール)を利用して歩道確保が出来ないか。

A 現在の道路は、町道でありませんが、一級河川豊郷川という県の管理道路であり



ガードレールの河川側に何らかの方法で張り出すことをする場合は、河川管理者である県土木との協議が必要になります。許可が下りるかどうかも含めて検討、相談をさせていただきます。

**Q 豊郷駅裏の新幹線沿い農道が寸断されたままであるが工事の目途はあるのか。**

**A** 土地改良事業で、一級河川豊郷川の河川整備が行われ、県管理道路の当該箇所は用地確保に難航して現在の形態となっております。その後、何度か交渉されたようですが、了承が得られない現状であり、町としては、現在のところ計画しておりませんが、この豊郷川は県の管理区域ですので、まずは今後の方針を県に相談させていただきます。

**⑥ 甲良町地先からの雨水排水について(地域整備課)**

**Q** 現在使用されている排水路は、30年以上前に甲良町で整備された生活排水を主たる排水とする排水路と認識しております。昨今のゲリラ豪雨に対して、排水能力があるものかどうか、甲良町への申し入れにより、改善等が図られるよう要望していただきたい。

**A** 水路の断面については、確率によって算定され決定しています。当時から数十年経過しておりますので、まずは甲良町へ協議をさせていただきます。今後の方針を検討していただくよう申し入れをいたします。30年以上経過しているという点で甲良町がどのような対応をするかですが、

積極的に要望をさせていただきます。

**⑦ 近江鉄道軌道沿いの除草対策について(地域整備課)**

**Q** 鉄道側の除草対策が不十分で生活道路、通学路に影響があり、鉄道と協議の必要がある。

**A** 区としては委託があれば区内にて善処する用意がある。

**A** 近江鉄道に問い合わせたところ数年前の除草剤誤散布事件から止めているとのことですが、沿線住民から除草作業の要望が殺到し、その要望に順番に答える形で作業を行っているところです。また、役所からの要望は受けていないとのこと、沿線の住民さん、また区からの要望は受けさせていただいているとのことですので、直接要望をされることをお願いします。



**⑧ 無耕作地対策の件について(産業振興課)**

**Q** 隣町籍の無耕作地があり、草木が乱れ周囲へ悪影響を与えているがこのような(隣籍土地)場合はどのような対策をされているか。

**A** 隣町の無耕作地荒廃農地の対策についてですが、無耕作地の対応については、隣町が対応することとなっています。本町としましては、隣町の方へ、無耕作地により迷惑しているため、適切な対応を

行ってもらえるよう隣町行政へ申し入れますなどの対応を行っています。

**⑨ 児童遊園地(児童公園)の設置について(企画振興課)**

**Q** 空き家住宅がございまして、住宅を買収して土地を取得することは自治区の範囲を超えているため、町の事業で取り組んでいただけないかとの要望です。豊郷町は全地域が都市計画区域の範囲であり、都市公園または都市緑地公園といったメニューなどで全町の自治区を対象とした町事業としてお取組みいただけないかと要望する次第です。

**A** 住宅買収し、土地を取得し児童遊園地とすることは町事業としては困難と考慮しております。また、全町の自治区を対象とした都市公園や都市緑地公園整備についての、町事業としての取組みについても同様に困難であると考えております。



**⑩ 学童保育にこころクラブについて(保健福祉課)**

**Q** 出入口に透明でもいいので風雨よけ可能な衝立を新設ください。現状は風雨がかかる扉前に、保護者が靴を置いて出入りするようになっていきます。特に冬場の北風が強い時はよけられません。

**A** 今回この質問をいただき現場の指導員

に確認をしましたが、保護者の方からは今までこういった話は無いとのことでした。今回の要望をいただいで再度こういった視点で現場を確認しました。確かに扉の前に広い庇があり、通常は問題無いと思いますが、強い雨風の時にどうするかということで、扉の内側に入ってから靴を脱いでもらえるように、建物内にシートを置くことで状況の改善を図らせてもらうこととしたところです。風雨よけの衝立については、万一強風等により怪我をされるようなことがあってはいけませんので、今回の改善方法により当面は状況を見ていきたいと考えております。



に確認をしましたが、保護者の方からは今までこういった話は無いとのことでした。今回の要望をいただいで再度こういった視点で現場を確認しました。確かに扉の前に広い庇があり、通常は問題無いと思いますが、強い雨風の時にどうするかということで、扉の内側に入ってから靴を脱いでもらえるように、建物内にシートを置くことで状況の改善を図らせてもらうこととしたところです。風雨よけの衝立については、万一強風等により怪我をされるようなことがあってはいけませんので、今回の改善方法により当面は状況を見ていきたいと考えております。

**⑪ 生活保護の実態について(保健福祉課)**

**Q** 全国的に不正受給がありますが、豊郷町ではどのように管理されているのか教えてください。

**A** 生活保護の認定等は福祉事務所の取扱いになりますので、豊郷町を含む愛犬(愛知犬上郡)各町では湖東健康福祉事務所が管理をされています。町としても県へ繋ぐ窓口としての関わりを持っています。生活実態の確認については、湖東健康福祉事務所のケースワーカーが定期的に訪問をして、生活に必要な

な支援をされると共に、適正な受給となつているかどうかを含め、生活の様子などについても確認をされています。もしも不正と思われる状況を知ったり、通報などを受けた場合には、速やかに福祉事務所に報告をし、ケースワーカーが実態確認を行い、必要に応じた対応をされています。

### ⑫ 共同募金割当について(保健福祉課)

Q 町から各字に割当される募金等は、15字で16字分を負担したのですか。募金金額が昨年より高くなっていますが15字で割ったのですか。

A 15字で算定するようなことはしておりません。春の区長会時に申し合わせた事項として、各種募金等の割合を均等割25%、世帯割75%とすることで決定をいただいたところからです。この割合に基づき目標額を算定しております。今回豊郷町における平成28年度の日本赤十字社の募金目標額は平成27年度と同額の、951,500円でした。春に字の方からいただいた報告を基に算定していますが、今年度大町区からの「募金目標世帯数」の報告がありませんので、大町区分については暫定的に平成27年度に報告いただいた数値をもとに16字で計算をしたところです。金額の変動原因は「募金目標世帯数」が変動したことによるものであり、前年と比較して6カ字が増額、10カ字が減額という状況でした。

### ⑬ 高齢化対策について(保健福祉課・医療保険課)

Q 今後も増え続ける高齢化社会に対して町としてどのような対応取組をされているか。

A 保健福祉課では、介護予防の面から、日々の居場所づくりと交流をしていただけのように、豊栄のささで生きがいデイサービス事業の実施や、外出支援策として町内での通院や買い物などに利用していただける「すまいるたんばす」、そして医療機関から帰宅される便を補うデマンド車の運行。在宅での生活を支援する取組みでは、緊急通報システムの設置により緊急対応がとれるようにする取組み、一時的に住まいを離れて生活を整える支援ハウスの提供など、多くの事業を行っています。今後はこうした事業の継続と充実を図ると共に、吉田区と高野瀬区で実施をされております福祉連絡会のような、要援護者の方に対する地域での情報共有と見守りの充実を図っていくことが重要とらえています。



▲地域包括支援センター出前講座

A 医療保険課では、保健師の部分、地域包括支援センターの部分において高齢化対策をしているところです。保健師として、各種健診を実施するなど、健康寿命の延伸を目指し健康意識の高揚に努めているところです。また、地域包括支援センターにおいては出前講座、各種教室などと共に各種相談の窓口として、より充実を図っていききたいと考えているところです。

### ⑭ 在宅診療の充実要望について(医療保険課)

Q これから老人の方も増え夜中に徘徊される等、様々な課題が発生すると想定される中で地域包括支援センターの充実や在宅診療の開始を検討して欲しい。

A 地域包括支援センターの充実については平成29年度に向けて、国、県からの方針も踏まえ、業務内容の増加に伴う対応をしていかなければならず、現在、近隣町との連携を図りながら対策を講じているところです。また徘徊という言葉が出ましたが、認知症対策としましては認知症サポーター養成の推進を図り、認知症に対する理解やサポートを推進しているところです。また、在宅診療に關しましては現在、広域での取組みとして1市4町(彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町)で検討を図っているところで



### ⑮ 介護保険料について(医療保険課)

Q 介護保険料が高いのではないかと。豊郷町だけでは無理であれば、広域的視野で検討、対処して頂きたい。

A 介護保険料に關しましては、各市町の給付費等の事業にかかる費用を国、県、市町の負担の割合に基づいて算出しており、それと共にみなさまからの保険料を法律に基づいて負担していただいているところです。広域化につきましては県議会等の質問もございまして、今後は国、県の動向を注視していききたいと考えています。

### ⑯ 土地購入金額について(教育委員会事務局総務課 社会教育課)

Q 日栄小横の土地を500万円/1反、豊栄のさと横駐車場も500万円/1反で町が買い取りとのことだが、吉田地域の基準価格は40万円ほど、四十九院では170万円ほどと聞いています。町の税金です。今後もこうした前例があると500万円以下にはならないと思います。検討のし直しを要望します。

A 豊郷町では、以前から公共用地の買収におきましては、田んぼの場合は、大・小関わらず宅地並みとしており、1㎡5,000円(一反500万円)で用地買収しております。平成13年度におきましても日栄小学校通学路の拡張のために同じ1㎡5,000円(一反500万円)で買収しています。また、近年の道路拡張も同額で行っております。

⑱ 保糸徳含む(・幼・小・中の教室での緊急地震速報の受信について)(教育委員会事務局総務課)

Q 保糸徳含む(・幼・小・中の教室で緊急地震速報の受信が出来るようにご検討をお願い致します。

A 各学校、園では、緊急地震速報を受信した時、園長、校長の判断のもとに校内放送で一斉に全児童生徒に知らせ、先生の誘導で避難および訓練を行っております。教室での緊急地震速報の受信については、児童生徒に混乱を招く恐れがありますので、教室での受信については、考えておりません。

⑲ 旧豊郷小講堂のスタンウェイピアノについて(教育委員会事務局総務課)

Q ピアノは毎日弾くことで状態良好を保つことが出来るそうです。彦根市文化プラザでは会員制でピアノ使用が可能な様なので、ぜひ豊郷でもご検討ください。

A 彦根市文化プラザと同じようにピアノの使用について検討をこのことですが、講堂のピアノについては、彦根市文化プラザのように十分な設備もありませんので、同じようにいきませんが、講堂内のイベントで使用を希望される時は借出願いを提出いただき、使用していただいています。



⑲ 図書館サービスの環境整備について(教育委員会事務局社会教育課)

Q 湖東定住自治圏内では、日時間問わず誰でも自由に借りられると聞いていますが、どうでしょうか。

A 彦根市が平成27年4月1日に湖東定住自立圏共生ビジョンを出されている中の形成協定に、圏域住民のだけれどもがどこでも利用しやすい図書サービスの環境整備を推進するという方向にありますが、現時点では、圏域内図書館における相互利用のための図書館資料などのネットワーク、彦根市を拠点とする図書館の整備も未だ進んでいない状態です。希望する本等が無い場合は、県立図書館に問い合わせたり、近隣の町に問い合わせたりと、皆様の要望にお答えするよう努めています。



⑳ 小中学校の図書室の充実について(教育委員会事務局学校教育課)

Q 本を読む子どもは県下でも少ない状況です。豊郷町子ども読書活動推進計画では、読みたい本が学校に無い等の意見が挙がっています。要望として、学校図書館司書の充実を考えてほしい。また本の内容の検討をお願いします。図書館司書の正職員化(充実)も検討願いたい。

A 現在、各学校には学校図書館司書はおりませんが、司書教諭の資格を持った教諭はいます。しかし、司書教諭が図書館業務に専念することは難しく、それを軽減するため、リブネットという図書館司書の派遣会社と業者委託をして、その対応にあたっています。また、図書の購入、選定については現場の先生と協議を行い、図書の充実を図っていただいています。

町立図書館司書の正職化については、現在全員が嘱託職員で業務をしておりませんが、図書館業務において、特に支障があるとの声も聞いておりませんので、現状で進めていきたいと思っています。

㉑ 中学校給食について(教育委員会事務局総務課)

Q 豊日中学校の給食が両小学校と比較して味覚レベルが悪く、残菜量が多いと聞かれました。認識されているのか。

A 中学校の給食は、センター給食が導入されて1年以上経ちます。センターでは栄養教諭2名が子どもたちの栄養面やカロリー等を考え、調味料等の分量を決めています。教育委員会、またPTAを始め各団体の方にも中学校訪問の機会があるごとに試食していただき、ほとんどの方に「美味しい」という評価をいただいております。残菜については、魚および堅い食材、酢の物の時が多いようです。この件については、今後とも家庭と一体となり食育を進めていきたいと考えております。

㉒ バンガローの今後の活用について(教育委員会事務局社会教育課)

Q 運動公園内のバンガローの使用状況、また今後バンガローをこのまま置いておくのか。使用頻度と維持管理費等の兼ね合いを教えてください。あまり使用されているように思えません。

A バンガローについては、現在使用はしておりませんが、トイレのみ使用しております。また、バンガローの今後の利用につきましては、現在検討している最中でありませぬ。

Q 何年か前にバンガローの今後についてアンケートを実施されたと思いますが、その結果について教えてください。



A 26年度に行ったものだと思いますが、バンガローについては老朽化が進んで今後取り壊しという話になっていったと思います。後利用については十分な検討が必要ですので、現段階では検討中ということでご理解お願いいたします。

㉓ 税の滞納状況について(税務課)

Q 現在の滞納状況はどのような状況ですか。何らかの解決策は検討されているのですか。

A 当町の滞納状況を平成27年度の一般会計の決算でお答えいたします。現年度分

についての収納率は98.97%で収入未済額は9,589,997円でした。過年度分についての収納率は40.71%で収入未済額は32,074,888円でした。現年過年の合計は収納率95.68%で収入未済額は41,664,885円でありあります。何らかの解決策はとのご質問ですが、再三の催告書、差押予告書などで応答のない滞納者については、地方税法等の関係法令に基づき滞納処分を行っています。主な滞納処分は、預貯金の差押であります。また平成27年8月から滋賀県と愛荘町、甲良町と共同で税の徴収に取組んでいます。滞納整理を積極的に進めて、徹底した滞納処分に努めております。

**⑭ 所在の不明な空き家対策、空き地管理について(企画振興課)**

**Q** 空き家内の樹木、雑草が生い茂っているため小動物の住処になっている可能性がある。何か良い対策があれば回答をお願いします。

**A** 空き家が崩壊しており、隣の家に傾いている。地主に対して強く申し入れをしてほしい。

**A** 雑草や雑木の現状の写真を添付し、適正管理通知を特定記録で送付しているところですが、また、電話番号が分かる場合は電話で適正管理を促しているところがございます。基本的には、空き屋等対策の推進に関する特別措置法第3条では空き屋の管理は所有者が自らの責任

で適切に行うのが原則とされているのが現状でございます。

**Q** 空き屋となっている家屋が増えているようですが、町全体の状況はどのようになっていますか。また、状況に応じた対策が必要と思いますが、対策の現状や今後の見込みはどの程度ですか。

**A** 平成25年度の自治会調査ならびに平成27年度の町が委託した調査によりすると、全体で109件、本町全体の3.7%が空き屋となっております。今後の計画につきましても、管理が不十分な空き屋については当然のごとく書面で通知しますが、それとは別に所有者の方へ空き屋の意向調査を実施し、空き屋バンクの構築を行い、管理委託や譲渡等を促すような施策を現在計画しているところでございます。

**⑮ 会計年度に縛られない支援金の創設について(企画振興課)**

**Q** 区におきましては大型事業もあり、旧公民館の処遇問題があります。取り壊すか大規模改修するかどうかですが、この財源を捻出するため区民の10年間の積立てを始める計画をしています。この事業に補助金ではない「交付金的な支援金」として積立処理ができる支援金を創設していただけたら大変助かります。

**Q** 頑張る自治会応援プログラムでは  
(1)上限金額の増額。  
(2)例えば、隔年度で事業を行うことを

条件に2年度分の補助金の交付を受ける。  
**Q** 2件についてご検討願います。

**A** 本町予算については毎年4月から翌年3月までの年度で構成されており、年度またぎの補助金、支援金の創設は考えておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。毎年頑張る自治会の補助金および字の予算をやりくりしながらお願いいたします。

**A** 上限金額の増額につきましても同様に考えておりません。先程同様の予算をやりくりしながらお願いいたします。



**⑯ 豊郷町消火栓ボックス整備事業補助金交付について(総務課)**

**Q** 補助金についての要望以前に最低必要限の箇所と個数については、町直轄の消火栓とすることはできないでしょうか。

**A** 消火栓ボックスの設置当初より各自治会の自警団、自主防災組織の火災時の初期消火の必要性を重きにおき、整備や適

正な維持管理を図るため補助金を設けてきましたこれまでの経緯から、今後も消火栓ボックスの設置・維持管理は引き続き自治会でお願いとしたいと考えています。

**Q** 消火栓ボックス設置完了後5ヶ年を経過した集落で、集落で維持管理するものを対象とし、補助金の額は、1ボックス20,000円を補助基準額として、その2分の1を補助(最高額10,000円)とする。ただし、1集落あたり毎年度10ボックスを限度とする。現在の補助金要綱です。

**A** 現状は消火栓ボックスのみの設置、更新では2万円を超えることはありませんが、近年は自治会独自でネームを蛍光にするなど通常整備以外も計画されています。この場合は2万円を超えることとなります。現在の2分の1の補助率については、今後の課題として検討させていただきます。

**Q** 集落が新たに購入設置する消火栓ボックス、消火栓用65mmホース2本、65mm管銃、65mmスタンドパイプおよび消火栓開閉ハンドルの経費を対象とし、その補助



額は購入額とする。ただし、1箇所あたりの限度額は80,000円とし、器具等の更新にかかるものを除くものとする。

Q 町内には防犯カメラの設置がありません。防犯のために必要ではないでしょうか。

A 犯罪発生時の犯人の早期検挙や防犯意識の向上効果が期待できますが、一方では防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができるとの個人情報であり、「個人情報保護に関する法律」に定められている保護の対象となるものです。この点から、設置する場合、滋賀県警察が策定しています「地域見守りカメラの設置および管理運営に関するガイドライン」を遵守しなければなりません。滋賀県内でも設置に関する補助制度を設けているところもございません。設置には十分な研究を要すると考えています。

27 防犯灯のLED化、防犯カメラの設置について(総務課)

Q 町全体で防犯灯のLED化を計画的に進めて頂きたい。

A 町管理、商工会管理、字管理ですることがございます。商工会の管理部門についてはLED化を終えたとなっております。今後については字で管理するものについては字で管理していただけたらと考えております。これまでと同様に防犯灯設置事業補助金をご活用いただき各自治会の年次計画により防犯灯のLED化を図っていただきたいと思います。

ます。

Q 町内には防犯カメラの設置がありません。防犯のために必要ではないでしょうか。

A 犯罪発生時の犯人の早期検挙や防犯意識の向上効果が期待できますが、一方では防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができるとの個人情報であり、「個人情報保護に関する法律」に定められている保護の対象となるものです。この点から、設置する場合、滋賀県警察が策定しています「地域見守りカメラの設置および管理運営に関するガイドライン」を遵守しなければなりません。滋賀県内でも設置に関する補助制度を設けているところもございません。設置には十分な研究を要すると考えています。



28 交通安全旗の取付け位置について(総務課)

Q 小学校前および役場前等に設置される交通安全旗の場所は子どもの通学、自動車の邪魔にならないよう配慮をして立てられているか。風など吹いた場合、旗が邪魔で子どもが歩道から車道に出ている光景が見受けられる。どのような基準で立てられていますか。

A 交通安全をはじめ各事業の啓発用の幟旗の設置についての基準はございませんが、啓発のため幟旗の見やすい箇所に設置しているのが現状です。ご要望、ご意見にあります箇所の設置につきましては車道等の安全性が確保できるよう設置場所、位置について検討を行い改善できるものから実施したいと考えています。



29 区長への連絡物について(総務課)

Q 区民への配布物、回覧などは、定期的、第2・4金曜日に届けられますが、区長宛の書類等は昨日も今日も不定期に、それもいろんな部署、関連団体から届きます。担当業務の違いは理解できますが、改善の余地はありませんでしょうか。

A 区民(住民)さんへの配布物、回覧はこれまでどおり第2・4金曜日にご依頼をさせていただきます。区長様あての書類は、内容により異なりますが会議開催通知や事前周知等さまざまな内容でございます。これにつきましては配布物、回覧とは別物と捉えていただきますようお願いいたします。

30 自治会への加入率について(総務課)

Q 現在の加入率66%で異常ではありませんか。

A 自治会の加入については平成25年平成26年の行政懇談会で同様のご質問をいただいております。住民さんの考え方は時代と共に変わります。年代によって考え方も違います。さらに新しく転入されてこられますと、さらにいろんな意見があります。一方自治会には、長らく続いてきた字独自の特色のある伝統行事やしきたりなど地域文化があります。これらの行事は、字の役員会議などで検討され、その時代にマッチしたものに變更しながら受け継いで来られているのが現状だと思います。自治会加入率を高める有効、適切な助言は現在ございませんが、字役員さんや関係団体代表者など関係者で協議を重ねて解決していただかないものと考えています。区民のほとんどの方は自治会活動がなくなることは、望んでおられないと考えています。なお、新たに転入された方には自治会加入を促しているところではあります。



